

秦野市週休２日制確保モデル工事実施要領（土木工事）

（趣旨）

- 1 本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、秦野市が発注する工事の現場における週休２日制を確保するモデル工事（以下、「モデル工事」という。）を実施するために必要な事項を定める。

（発注方式）

- 2 受注者が、完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日の取り組みについて工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（通期の週休２日は必須）により行う。

（対象工事）

- 3 秦野市が発注する全ての工事において、当初設計金額（税込み）が３，０００万円以上の工事をモデル工事の対象とする。

ただし、次の(1)から(3)の条件のいずれかに該当する工事は、モデル工事の対象としない。

- (1) 災害復旧工事や緊急対応工事
- (2) 標準作業日数が５日以下の工事
- (3) 対応が困難と発注者が判断した工事

（用語の定義）

- 4 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 通期の週休２日

工事現場において、対象期間内で４週８休以上の現場閉所日を設定することをいう。

- (2) 月単位の週休２日

通期の週休 2 日を達成し、かつ対象期間内の全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所日を設けることをいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 4 週 8 休以上に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所日を設けている場合に、4 週 8 休以上を達成しているものとみなす。

(3) 完全週休 2 日（土日）

対象期間の全ての週において、現場閉所日を土日に指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

1 週間の定義は、月曜日から日曜日までを基本とする。

なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、受注者の責に因らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

(4) 4 週 8 休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日/28 日）以上となる状態をいう。

(5) 標準作業日数

施工に必要な実日数に不稼働日を加えた日数とする。

(6) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等現場で作業を開始する日をいう。

(7) 現場完成日

工事に係る作業が全て完了した日をいう。（現場事務所の撤去、後片付け、清掃等は含まない。）

(8) 対象期間

モデル工事において、週休 2 日に取り組む期間のことであり、現場着手日から、現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇 6 日間及び夏季休暇 3 日間はあらかじめ対象期間から除くこととする。

また、現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責に因らない現場作業等を発注者が認めた期間については、その都度、監督員と受注者で協議し、対象期間から除くこととする。

(9) 現場閉所日

工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。ただし、現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等は作業から除くこととする。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができるものとする。

(モデル工事の実施)

5 モデル工事の実施は、次の各号に定める通り実施する。

(1) モデル工事实施の内容

ア 受注者は、契約後、モデル工事の実施を選択できるものとし、「週休 2 日制確保モデル工事实施協議書」(別紙 1) を契約後、速やかに発注者に提出する。

イ 受注者は、毎週、先週の実績と今週の計画を示した週間工程表又は、隔週ごとに前 2 週間の実績と今後 2 週間の計画を示した 2 週間工程表を監督員に提出する。

ウ 受注者は、当月分の「現場閉所実績報告書」(別紙 2) を、翌月の 5 日までに監督員に提出する。

エ 受注者は、原則として、工事完成届提出日の 20 日前までに、最終月の「現場閉所実績報告書」(別紙 2) 及び対象期間全体の「現場閉所履行報告書」(別紙 3) を作成し、監督員へ提出する。

オ 受注者は、公衆の見易い場所に、モデル工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

(記載内容の例)

週休2日制確保モデル工事 この工事は、建設業の労働環境を改善するため、 週休2日の確保に取り組む工事です。 発注者：秦野市 受注者：株式会社〇〇建設
--

(2) 経費補正の実施

発注者は、施工条件明示事項又は特記仕様書に当該工事が現場閉所によるモデル工事である旨を記載する。工事価格は、週休2日の取り組みにかかる費用の補正を行わずに積算するものとする。現場閉所実績に応じて、「週休2日制確保モデル工事実施要領補足事項（土木工事）」（以下「補足事項」という。）

（別添）により経費補正し、契約書約款第26条の規定に基づき契約金額を変更する。

(3) 工事成績評定への反映

完全週休2日（土日）の現場閉所を達成した場合には、「補足事項」（別添）により工事成績評定に反映する。

なお、4週8休以上の現場閉所が達成できなかった場合でも減点は行わない。

（アンケートの提出）

6 受注者は、達成、未達成にかかわらず、工事完了後、アンケートを提出するものとする。

（その他）

7 モデル工事の実施に伴い、次の各号に留意する。

(1) 週休2日の実施を理由とした工期延長は認めない。

(2) 「現場閉所実績報告書」（別紙2）、「現場閉所履行報告書」（別紙3）及び週間工程表等の内容に疑義が生じた場合には、発注者

は、受注者に疑義の内容についてヒアリング等を行い、その経緯・原因等を確認したうえで、虚偽が明らかになった場合は、工事成績評定の修正等の措置を行う。

(適用開始)

- 8 この要領は、令和 7 年 7 月 1 日以降に公告かつ、土木工事積算基準書（令和 7 年 7 月 1 日）を適用しているモデル工事に適用する。

週休 2 日制確保モデル工事実施要領補足事項（土木工事）

1 経費補正の実施（要領 5（2）関係）

現場閉所の実績に応じて、下表の経費にそれぞれの係数を乗じた補正を行う。

現場閉所実績	労務費	共通仮設費率	現場管理費率
月単位の週休 2 日 (全月現場閉所率 28.5% (8 日/28 日) 以上)	1.02	1.01	1.02
週単位の週休 2 日 完全週休 2 日（土日）	1.02	1.02	1.03

※ 材工一式での見積単価、工場製作工については、労務費、機械経費（賃料）の補正対象としない。

2 工事成績評定への反映（要領 5（3）関係）

現場閉所実績に応じて、工事成績評定で下表の加点や減点を行う。

なお、加点は考査項目「創意工夫」において行い、加点の上限のうちに含めるものとする。また、「工程管理」において評価する。

現場閉所実績	加点
完全週休 2 日（土日）	1 点